

田 や 第 6 5 2 号
令和 3 年 10 月 28 日

田辺市指定

各 通所系サービス事業所 管理者 様

〔 地域密着型通所介護、通所介護従前相当サービス
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 〕

田辺市 保健福祉部長
(公 印 省 略)

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日付け厚生労働省通知)における「(地域密着型)通所介護計画書」の様式例、記載例の取扱い等について

平素より、介護保険事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の厚生労働省通知において、「(地域密着型)通所介護計画書」の様式例、記載例が示されていますが、計画作成者として「理学療法士(機能訓練指導員)」が作成した例が示されています。

この件に関して、厚生労働省の基準省令及び解釈通知において、

- ・ 計画書の作成は、当該事業所の管理者が作成しなければならない。
- ・ 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。

と規定されており、記載例においては、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者として理学療法士(機能訓練指導員)が計画をとりまとめ、計画作成者欄に記載されているものと考えられます。

これらのことを踏まえ、様式例、記載例を準用し計画書を作成した場合は、次のとおり対応願います。

- ① 計画作成者欄に、当該計画のとりまとめを行った管理者以外の職種を記載することは「可」とします。
- ② ①の場合は、当該計画を管理者が確認し作成したことがわかるよう記録するなどの対応をしてください。

(〔対応例〕として、様式例右下の管理者欄の枠外に「上記計画作成者がとりまとめた本計画を確認し管理者が作成しました。」と記載した例を添付しますのでご参考ください。)

また、事業所独自の計画書の様式を用いている場合におきましても、同様の対応を図るようお願いします。

なお、この取扱いを踏まえ、市ホームページに掲載しています「運営規程(参考例)」について、修正しましたので、各事業所におかれましては、改めて確認の上対応願います。(修正分は青色で記しています。) 今回の運営規程(参考例)の修正に伴う、変更届出書の提出は必要ありません。

※ 計画書の対応例、計画書の取扱いに関する基準省令等を添付しますので、ご確認ください。

〒 646-0028 田辺市高雄1丁目23番1号 田辺市民総合センター内
田辺市 やすらぎ対策課 指導係 電話：0739-33-7033 F A X：0739-25-3994
メールアドレス yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp